

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者又は、愛知北農業協同組合が行う生産調整、転作作物の産地確立及び景観作物の作付けによる地力の向上に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第2条 この要綱に基づき補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）並びに、補助金の種類及び金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第4条 町長は、前条の規定に基づく補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付を決定するとともに補助金交付決定通知書（様式第2）により補助事業者に通知するものとする。また、町長は、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 補助金交付の決定通知を受けた者が、補助金交付決定の内容又は、これに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。この場合は、当該補助金交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更承認等)

第6条 補助事業者が、決定を受け実施する事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく申請書の内容を審査し、変更の必要を認めるときは、補助事業者に事業計画変更承認通知書（様式第4）により通知するものとする。

る。

(遅延の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき又は、補助事業の遂行が困難となったときは、遅延報告書(様式第5)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく報告により町長は、速やかに適正な指示をするものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は、当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第6)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第9条 町長は、補助事業の完了または、廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合は、報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金交付決定の取消し又は返還)

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱及び補助金交付の決定に付した条件又は、町長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は、補助事業の執行方法が、不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が、補助基本額に比べて減少したとき。
- (5) 補助事業の内容を故意に変更し又は、事業を中止し若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は、補助金交付に関して不正な行為があったとき。

(遅延利息)

第11条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は、一部を免除することができる。

(申請書類等の保管)

第12条 この要綱に基づく申請書類等は、正副2部を作成し正を町長に提出し、副は補助事業者の控とする。

2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類及び帳簿等を5年間保管しなければならない。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (平成5年9月27日 大口町告示第51号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。ただし、別表第6の項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 大口町農畜産業振興対策事業補助金交付要綱(昭和56年大口町要綱第10号)は、廃止する。

附 則 (平成8年11月28日 大口町告示第52号)

この要綱は告示の日から施行し、改正後の大口町農畜産業振興対策事業補助金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年10月28日 大口町告示第110号)

この要綱は告示の日から施行し、改正後の大口町農畜産業振興対策事業補助金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年7月19日 大口町告示第110号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成13年1月31日 大口町告示第6号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月30日 大口町告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町農業振興対策事業補助金交付要綱の規定は、平成15年産米を収穫した後に休耕等をした農地及び播種した補助対象作物から適用する。

附 則（平成21年11月16日 大口町告示第149号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日 大口町告示第68号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日 大口町告示第68号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日 大口町告示第18号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業名	補助対象農家	補助対象作物等	補助金額（1㎡当り）
生産調整 推進事業	オペレーター	麦・大豆	4円
		レンゲ・キカラシ・ナタネ等 緑肥又は景観形成作物	35円
		その他	2円
	オペレーター 以外の農家	麦・大豆	14円
		レンゲ・キカラシ・ナタネ等 緑肥又は景観形成作物	35円
		その他	7円

備考 一年一作物について、補助対象とする。

別表第2（第2条関係）

	補助対象作物	補助金（1kg当り）		技術要件
	品質向上奨励事業	麦	1等	12円
2等			10円	
1等・2等以外			7円	
大豆		1等・2等	15円	
		3等	13円	
		合格	10円	

- 備考 1 表については、愛知北農業協同組合の共同乾燥調整施設を利用して乾燥、調整が行われ、出荷されたもの。
- 2 麦・大豆の栽培にあたり技術要件の欄に記載された要件を満たしているもの。
- 3 品質管理及び技術要件に係る作業の確認のため作業日誌を町に提出する。

様式第1（第3条関係）

年度大口町農業振興対策事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度において下記の事業を別添計画書のとおり実施したいので、大口町農業振興対策事業補助金交付要綱第3条により補助金 円を交付申請します。

記

事業名

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 その他町長が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

年度大口町農業振興対策事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町農業振興
対策事業補助金交付要綱第4条により、金 円を交付することに決
定したので、下記条件を付し通知する。

記

交付条件

- 1 本経費が目的外に使用されたとき及び残額を生じたときは、返納されるものとする。

様式第3（第6条関係）

年度大口町農業振興対策事業計画変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった

について、下記のとおり計画変更したいので、大口町農業振興対策事業補助金交付要綱第6条により承認されたく申請します。なお、その他については、補助金交付申請書記載のとおりであります。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

(注)変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更前と変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。

様式第4（第6条関係）

年度大口町農業振興対策事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった事業計画の変更については、大口町農業振興対策事業補助金交付要綱第6条により承認します。

記

承認条件

様式第5（第7条関係）

年度大口町農業振興対策事業遅延報告書

年 月 日

大口町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記事
業について、大口町農業振興対策事業補助金交付要綱第7条により別紙のとおり報
告します。

記

事業名

添付書類

- 1 遅延理由書
- 2 遂行状況報告書
- 3 その他町長が必要と認める書類

様式第6（第8条関係）

年度大口町農業振興対策事業実績報告書

年 月 日

大口町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記
事業については、別紙実績書のとおり実施したので、大口町農業振興対策事業補助
金交付要綱第8条により報告します。

記

事業名

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 その他町長が必要と認める書類